

第4編 資料

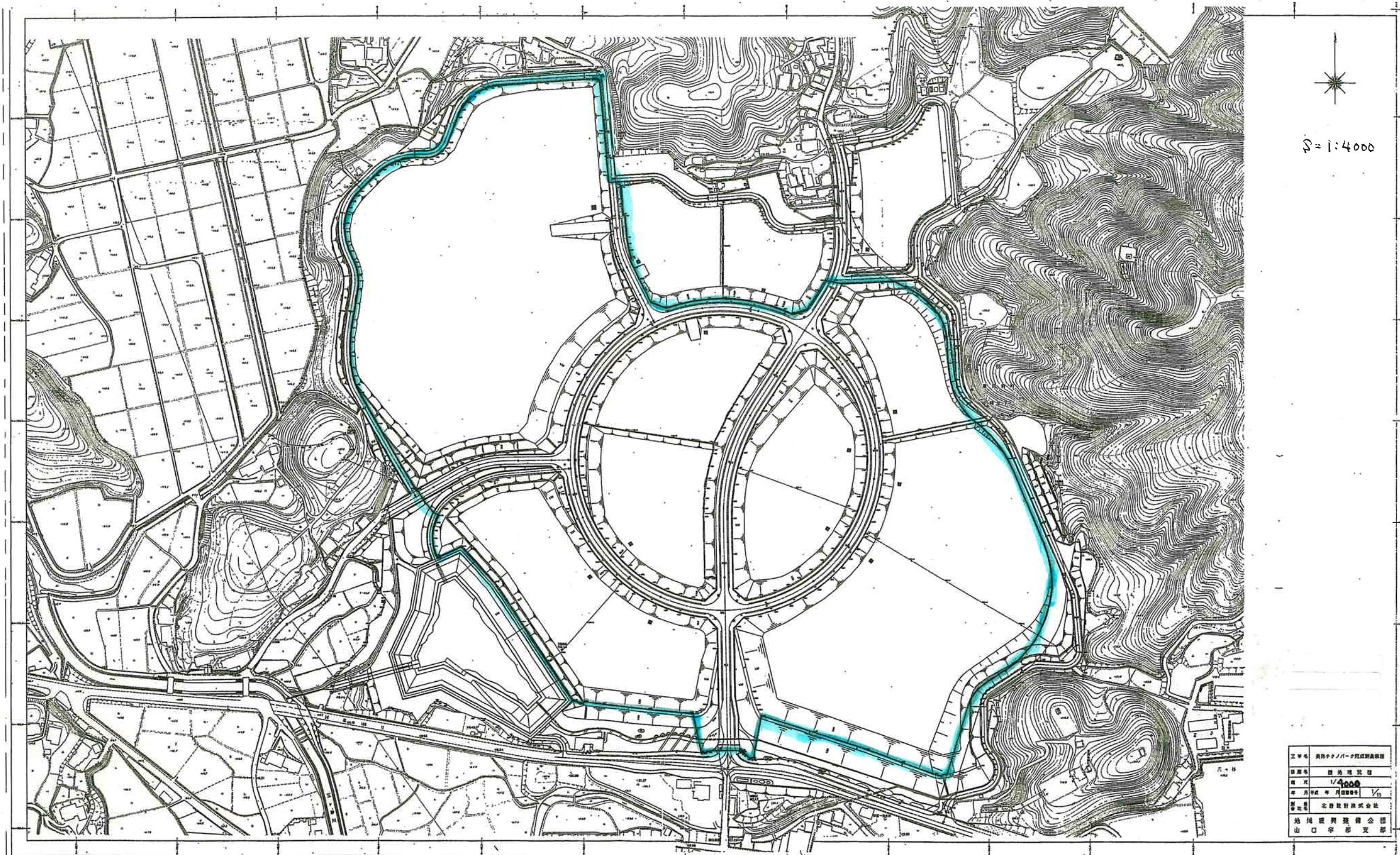
【資料リスト】

No	資料名称	備考
資料1	建設用地の概要図	
資料2	土地調書	
資料3	ボーリング柱状図	造成前（H5 調査3地点，H6 調査8地点）
資料4	適用・参照基準の入手先一覧	
資料5	居室形態について	参考図（単独居室，共同居室）
資料6	受刑者の生活領域について	参考図
資料7	国家公務員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて	

その他，建設用地に関する情報については，地域振興整備公団及び美祢市のホームページを参照のこと。

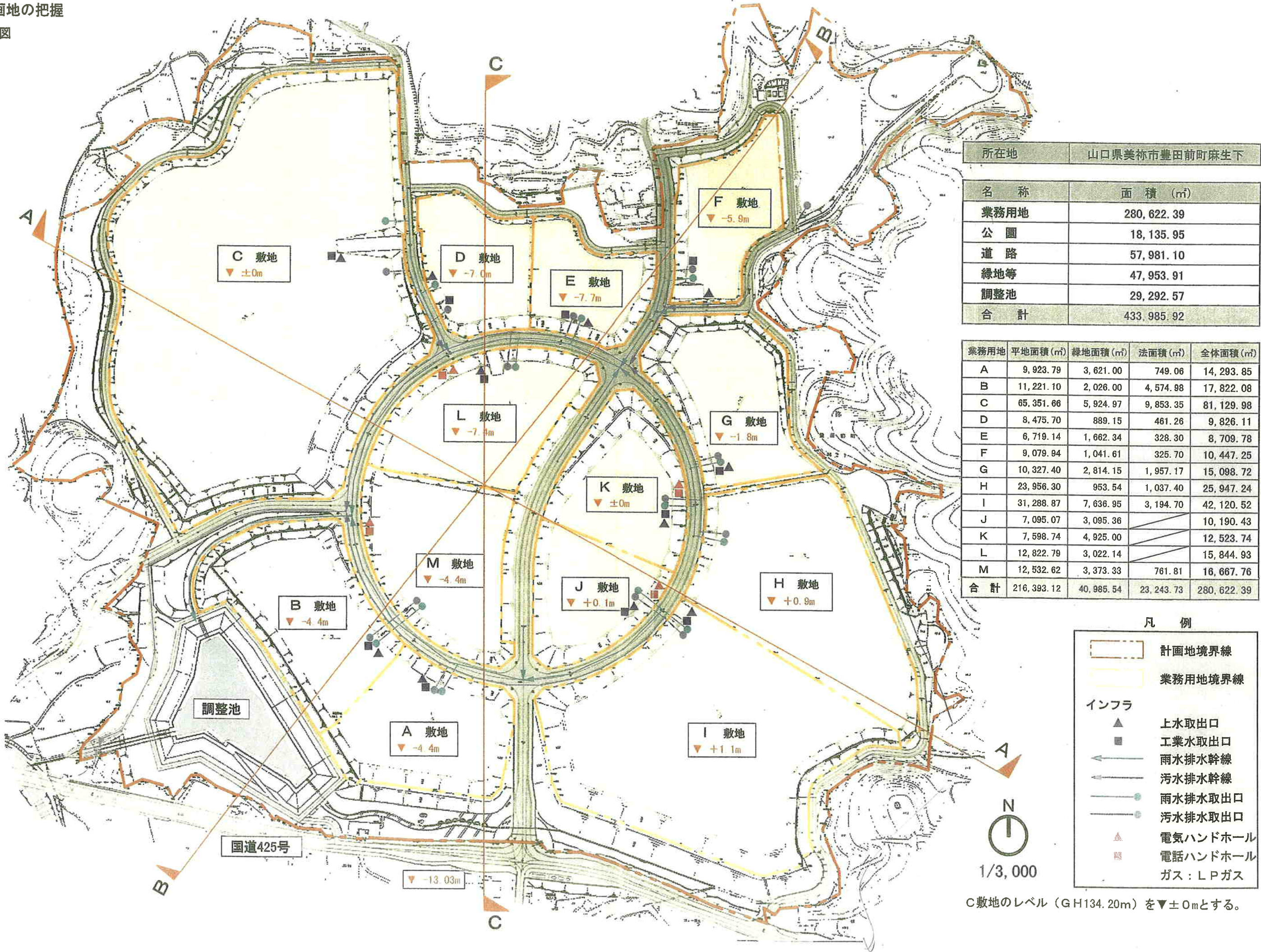
- ・ 地域振興整備公団ホームページ（<http://www.region.go.jp/LP-center/bukken/55026.html>）
- ・ 美祢市ホームページ（<http://www.urban.ne.jp/home/minetown/techno/index.html>）

国が事業用地として取得する予定の概ねの範囲(青線内)

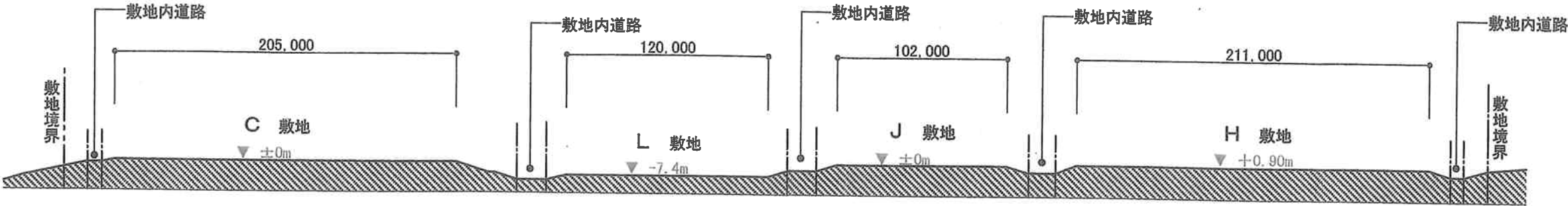


3. 計画地の把握

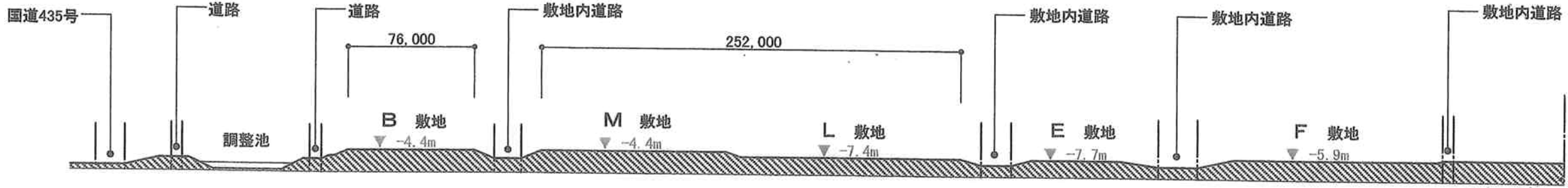
1) 敷地図



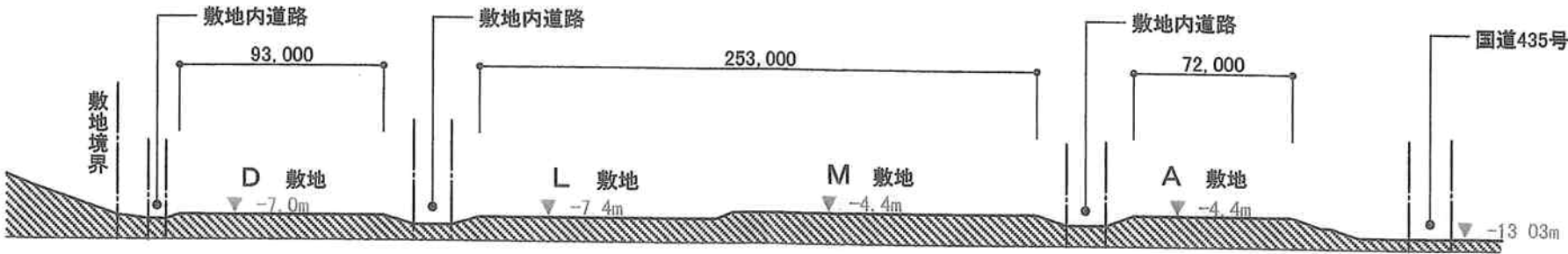
2) 敷地断面図



A-A 断面



B-B 断面



C-C 断面

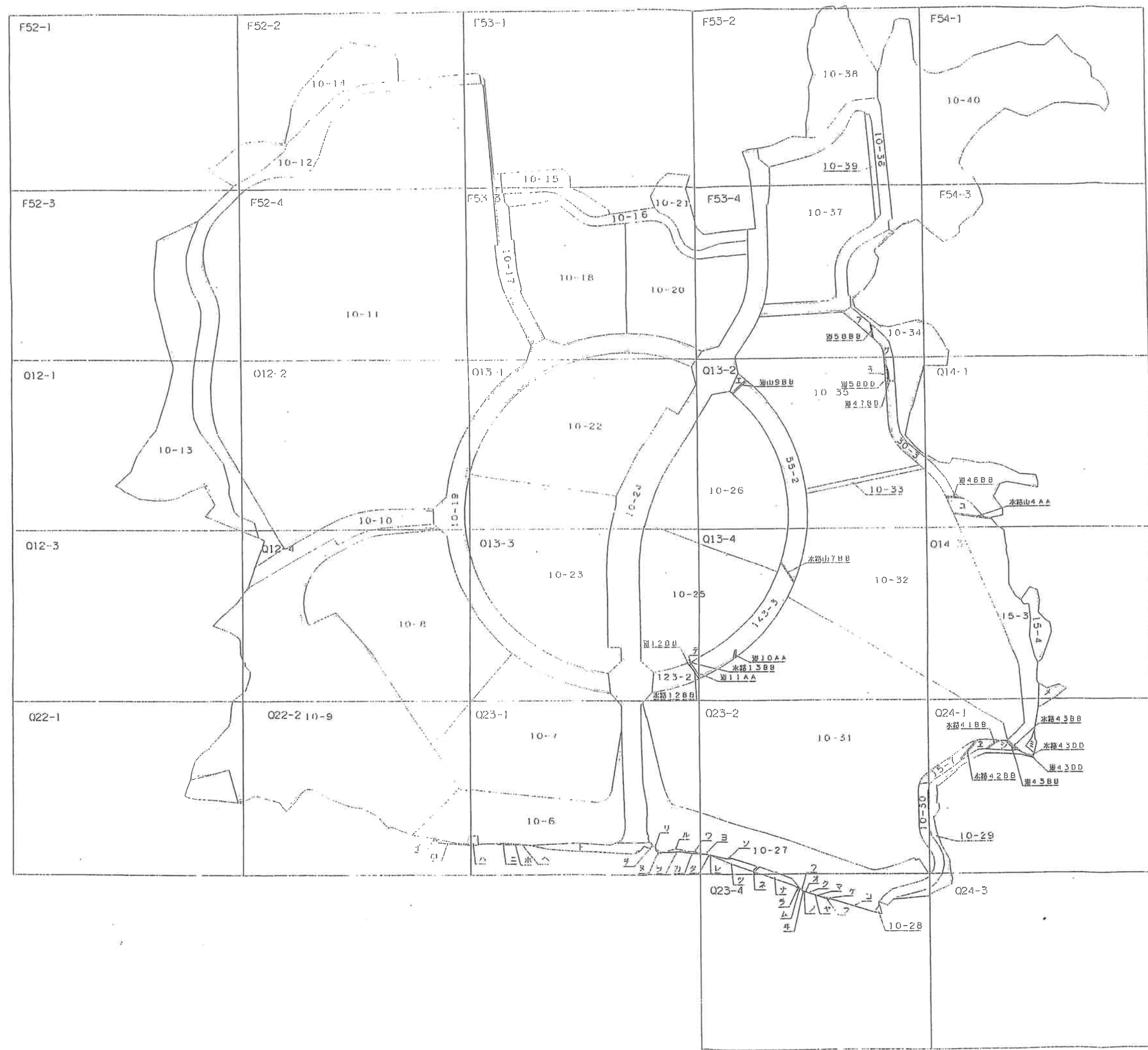
S=1/3,000

C敷地のレベル（GH134.20m）を▼±0mとする。



S=1/2500

山口県美祢市豊田前町
麻生下字テクノ所在図
(字燃田)
(字御注連)
(字沖田)



- イ 184-8
- ロ 185-4
- ハ 186-16
- ニ 186-17
- ホ 186-18
- ヘ 187-17
- ト 187-16
- チ 10-41
- リ 236-9
- ヌ 234-4
- ル 234-7
- ヲ 157-3
- ヅ 234-5
- カ 234-6
- ヨ 234-8
- タ 234-10
- レ 241-6
- ソ 241-3
- ツ 241-4
- ネ 242-7
- ナ 242-4
- ラ 242-9
- ム 243-6
- ウ 243-8
- キ 243-7
- ノ 296-5
- オ 296-6
- ク 243-5
- ヤ 296-7
- マ 290-10
- ケ 290-9
- フ 290-7
- コ 290-8
- エ 57-2
- テ 144-4
- ア 12-3
- サ 30-4
- キ 42-2
- コ 29-2
- ヌ 15-5
- ミ 15-6
- シ 690-2
- ス 271-2

美祢テクノパーク土地調書（地域公団所有分）

所在地：美祢市豊田前町麻生下字テクノ

地 番	地 目	地 積 (㎡)	所 有 者	宅 盤 名
1 0 番 7	宅 地	14,293.85	地域振興整備公団	A
1 0 番 8	宅 地	17,822.08	地域振興整備公団	B
1 0 番 1 1	宅 地	81,129.98	地域振興整備公団	C
1 0 番 1 8	宅 地	9,826.11	地域振興整備公団	D
1 0 番 2 0	宅 地	8,709.78	地域振興整備公団	E
1 0 番 2 2	宅 地	15,844.93	地域振興整備公団	L
1 0 番 2 3	宅 地	16,667.76	地域振興整備公団	M
1 0 番 2 5	宅 地	10,190.43	地域振興整備公団	J
1 0 番 2 6	宅 地	12,523.74	地域振興整備公団	K
1 0 番 3 1	宅 地	42,120.52	地域振興整備公団	I
1 0 番 3 2	宅 地	25,947.24	地域振興整備公団	H
1 0 番 3 5	宅 地	15,098.72	地域振興整備公団	G
1 0 番 3 7	宅 地	10,447.25	地域振興整備公団	F
合 計		280,622.39		

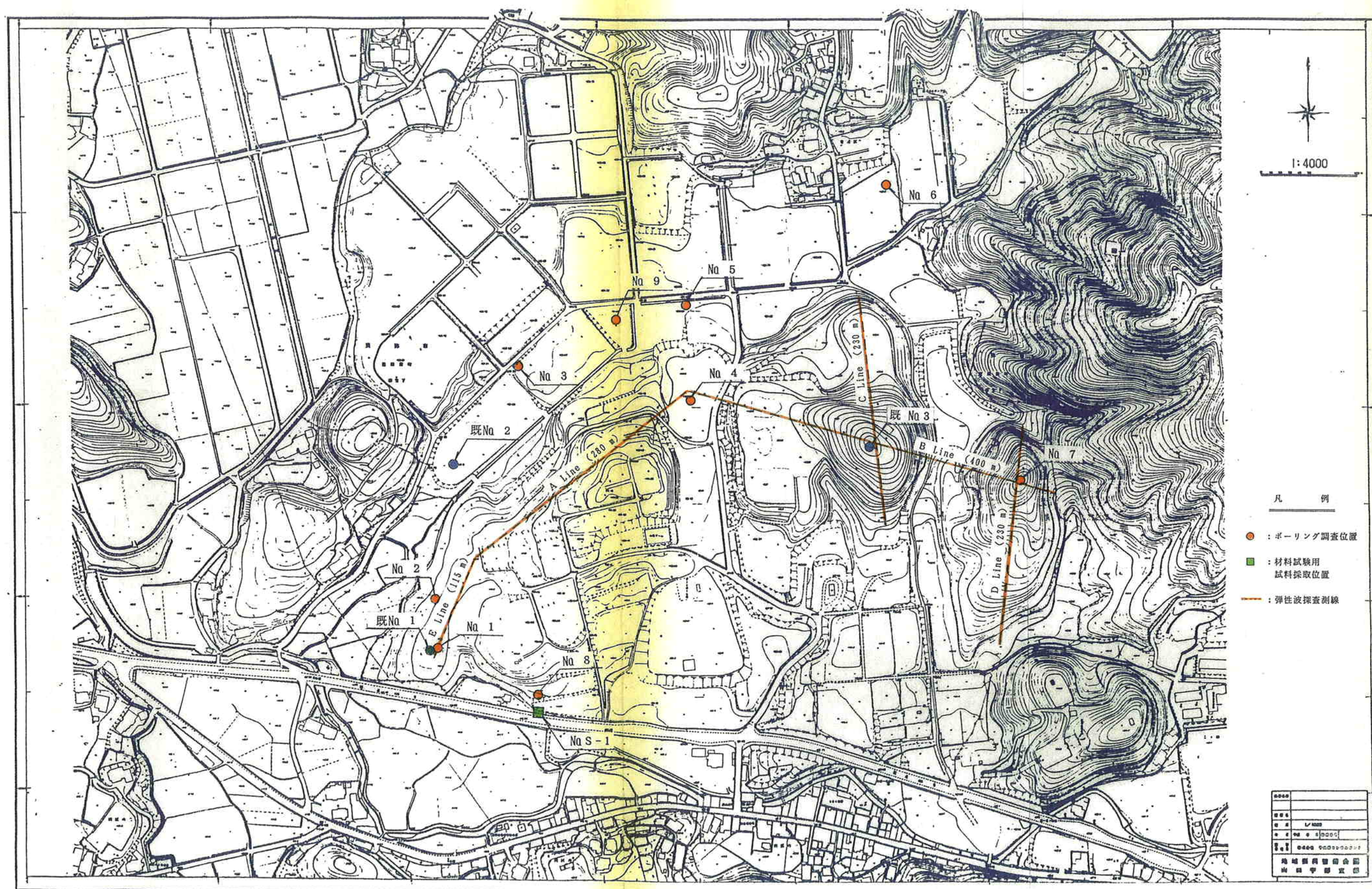
美祢テクノパーク土地調書(美祢市所有分)

所在地：美祢市豊田前町麻生下

字	地番	地目	地積 (㎡)	所有者	備考
テクノ	10-6	雑種地	7,276.00	美祢市	
テクノ	10-9	池沼	29,292.00	美祢市	
テクノ	10-10	公衆用道路	2,575.00	美祢市	
テクノ	10-12	公衆用道路	8,112.00	美祢市	
テクノ	10-13	雑種地	10,022.00	美祢市	
テクノ	10-14	雑種地	4,639.00	美祢市	
テクノ	10-15	雑種地	1,578.00	美祢市	
テクノ	10-16	公衆用道路	2,084.00	美祢市	
テクノ	10-17	公衆用道路	2,110.00	美祢市	
テクノ	10-19	公衆用道路	9,376.00	美祢市	
テクノ	10-21	雑種地	1,997.00	美祢市	
テクノ	10-24	公衆用道路	14,516.00	美祢市	
テクノ	10-27	雑種地	8,925.00	美祢市	
テクノ	10-28	公衆用道路	27.00	美祢市	
テクノ	10-29	雑種地	1,129.00	美祢市	
テクノ	10-30	公衆用道路	1,142.00	美祢市	
テクノ	10-33	公衆用道路	428.00	美祢市	
テクノ	10-34	雑種地	6,266.00	美祢市	
テクノ	10-36	公衆用道路	4,389.00	美祢市	
テクノ	10-38	雑種地	4,432.00	美祢市	
テクノ	10-39	雑種地	473.00	美祢市	
テクノ	10-40	雑種地	17,662.00	美祢市	
テクノ	42-2	公衆用道路	28.00	美祢市	
テクノ	42-3	公衆用道路	229.00	美祢市	
テクノ	55-2	公衆用道路	3,040.00	美祢市	
テクノ	55-11	公衆用道路	20.00	美祢市	
テクノ	57-2	公衆用道路	91.00	美祢市	
惣田	184-8	雑種地	0.99	美祢市	
惣田	185-4	雑種地	47.00	美祢市	
惣田	186-16	雑種地	60.00	美祢市	
惣田	186-17	雑種地	16.00	美祢市	
惣田	186-18	雑種地	1.48	美祢市	
惣田	187-17	雑種地	5.73	美祢市	
御注連	234-7	雑種地	32.00	美祢市	
御注連	234-8	雑種地	0.25	美祢市	
御注連	234-10	雑種地	0.16	美祢市	
御注連	236-9	雑種地	1.30	美祢市	
御注連	241-3	雑種地	17.00	美祢市	
御注連	241-4	雑種地	133.00	美祢市	
御注連	241-6	雑種地	0.63	美祢市	
御注連	242-4	雑種地	189.00	美祢市	

御注連	242-7	雑種地	8.96	美祢市	
御注連	242-9	雑種地	1.54	美祢市	
御注連	243-6	雑種地	2.74	美祢市	
御注連	243-7	雑種地	0.49	美祢市	
御注連	243-8	雑種地	3.68	美祢市	
テクノ	271-2	公衆用道路	166.00	美祢市	
沖田	290-7	雑種地	2.75	美祢市	
沖田	290-8	雑種地	13.00	美祢市	
沖田	290-9	雑種地	10.00	美祢市	
沖田	290-10	雑種地	0.67	美祢市	
沖田	296-5	雑種地	0.48	美祢市	
沖田	296-6	雑種地	0.49	美祢市	
沖田	296-7	雑種地	2.62	美祢市	
テクノ	15-3	公衆用道路	4,573.00	美祢市	
テクノ	15-4	雑種地	785.00	美祢市	
テクノ	15-5	雑種地	254.00	美祢市	
テクノ	15-6	雑種地	86.00	美祢市	
テクノ	15-7	公衆用道路	393.00	美祢市	
テクノ	15-9	公衆用道路	33.00	美祢市	
テクノ	15-10	公衆用道路	7.17	美祢市	
テクノ	15-11	公衆用道路	2.50	美祢市	
テクノ	15-12	公衆用道路	13.00	美祢市	
テクノ	15-13	公衆用道路	12.00	美祢市	
テクノ	15-14	公衆用道路	25.00	美祢市	
テクノ	29-2	公衆用道路	319.00	美祢市	
テクノ	30-3	公衆用道路	990.00	美祢市	
テクノ	30-4	公衆用道路	345.00	美祢市	
テクノ	30-7	公衆用道路	11.00	美祢市	
テクノ	30-8	公衆用道路	13.00	美祢市	
テクノ	30-9	公衆用道路	10.00	美祢市	
テクノ	30-10	公衆用道路	15.00	美祢市	
テクノ	123-2	公衆用道路	634.00	美祢市	
テクノ	123-3	公衆用道路	8.82	美祢市	
テクノ	123-4	公衆用道路	3.82	美祢市	
テクノ	123-5	公衆用道路	3.26	美祢市	
テクノ	143-3	公衆用道路	2,030.00	美祢市	
テクノ	143-7	公衆用道路	19.00	美祢市	
テクノ	143-8	公衆用道路	11.00	美祢市	
テクノ	143-9	公衆用道路	23.00	美祢市	
テクノ	144-4	公衆用道路	2.24	美祢市	
御注連	157-3	雑種地	1.08	美祢市	
テクノ	690-2	公衆用道路	119.00	美祢市	
テクノ	690-5	公衆用道路	15.00	美祢市	
合 計			153,332.85		

図-2.1 調査位置図



米一リング柱米

圖書集成

以
 此
 二
 三
 四
 五

٧٢٧٠٠٠

ホーリング名	1 (欠)		調査位置	山口県美祿市窪田前町地内		調査者	北 裕	
発注機関	地球振興整備公団 山口支部		調査期間	平成 5 年 5 月 20 日 ~ 平成 5 年 5 月 22 日		調査者	原 経	
調査業者名	(株)千代田コンサルタント 電話 (0 6 - 4 2 1 - 0 5 5 5)		主任技師	阿 野 呂 丈		調査者	ホーリー グ 賢 仁 孝	
孔口標高	GL 130.43 m	角 上 150° 下 0°	方位 北 0° 270° 東 90° 西 180°	地盤勾配 水平 0° 勾配 90°		試験機	Y SO - 1 型	
総掘進長	6.00 m		度	同		エンジン	NS - 90	
						ポンプ	SD - 40	

標高	層厚	深度	柱状図	土質区分	色相対密度	記	標準貫入試験					原位置試験		試験採取方法	室内試験()
							深度	打撃回数	10cmごとの打撃回数	N値	深度	試験名			
(m)	(m)	(m)				事	(m)	0	10	20	30	(cm)	(m)	試験番号	
123.59	0.70	0.90	表土 (SF)	茶	硬弱	表土根、硬粘土より成る表土である。 G-0.60m附近に480mm程度の隙を包含する粘土より成る。	1.15	5	5	15	45				
123.45	2.20	2.80	硬粘土 (C-G)	茶褐	中等	全体的に風化が強く進行し、粘土体を呈した頁岩の硬粘土より成る。砂、コアーは黒く腐りて採取され、目づ、指圧で強く押せばくぼみが出る。	2.15	3	3	27	20				
123.25	1.70	4.70	硬灰砂岩 (XR//I)	灰褐	強固	所々に強風化硬粘土を挟むやや軟弱の硬灰砂岩より成る。コアーを片手ハンマーで軽打すれば土砂状に砕ける。	3.15	1.5	2.0	1.5	5.0	5			
122.43	3.20	3.00	砂岩(軟岩) (GR/Ss)	灰褐	中等	全体的に風化状態を呈し、所々に剣万向の亀裂が発達する細粒砂岩より成る。コアーは薄片状～短柱状で採取される。	7.15	2.2	2.2	5.0	10				
							5/25								
							8.00	3.05	2.0	2.5	5.0	5			

第一卷 莊子

臨江府志卷之四

[illegible]

17th
14
30th
15th

2017-11-01

ボーリング名	3 (砂)		調査位置	山口県美祿市鞆正朝田地区内		北緯
発注機関	地味探検調査会 山口支部		調査期間	平成 5 年 5 月 20 日 ~ 平成 5 年 5 月 25 日		東経
調査業者名	(株)ニ代コンテラント 電話 (06-661-0665)		現場代理人	コナカ 定孝	阿波 昌丈	ホーソン ダブリン
元口標高	61 152.95 m	方位	主技師	北 90° 270° 東 0° 西 180°		トンビ
総掘進長	20.00 m	傾斜	使用機器	YSO-1 型 エンジン		SD-40

[illegible]

米一リシク柱状

國名

[illegible]

事業・工事名

ボーリング名	N O . 1		調査位置		山口県美弥市豊田前町		北緯	
発注機関	地域振興整備公団		山口宇部支部		平成6年2月9日～6年2月		東経	
調査業者名	関千代田コンサルタント 大阪事務所 電話(06-441-0665)		主任技師 二星 奨		調査期間 現場代理人 コ鑑定者		ボーリング グ責任者	西島政昭
孔口標高	H= 130.54m	角 180°上 90°下 0°	方 北0° 270°西 90°東 180°南		地盤 地盤 地盤		ハンマー 落下用具	
総掘進長	18.00m	度	使用機種		Y B M - 0 5 D A - 2		ポンプ	
			エンジン		N F A D - 8		S P - 3 0	

標尺	標高 (m)	層厚 (m)	柱深 (m)	柱状図	土質区分	色相	対相	記	孔内水位 (m)	標準貫入試験	原位置試験	試料採取	進捗
(m)	(m)	(m)	(m)			調度	密度		測定月日	10cm 打撃回数	N 値	試験名	試料採取方法
										深 (m)	度 (m)	番号	
1	129.44	0.10	0.10	表土	砂質土	褐色		細粒の砂主体。粘土混じる。	1.20	20	4	50	採取
2	129.44	1.00	1.10	砂質土	砂質土	褐色		砂質土の砂を混じる粘土土。	1.30	26	1	21	採取
3								強風化され、褐色～茶灰に変色している。	2.15	6	8	23	採取
4								所々、亀裂面が茶褐色の斜亀裂が見られる。	2.45	6	7	19	採取
5								コアは、岩組織を明確に残す部分も見られ、指圧およびハンマーによる軽打によりつぶれ、砂～礫状コアとなる。	3.45	7	9	11	採取
6								コアは、岩組織を明確に残す部分も見られ、指圧およびハンマーによる軽打によりつぶれ、砂～礫状コアとなる。	4.15	6	10	25	採取
7	123.74	5.70	6.80					コアは、岩組織を明確に残す部分も見られ、指圧およびハンマーによる軽打によりつぶれ、砂～礫状コアとなる。	4.45	6	9	16	採取
8	122.39	1.35	8.15					コアは、岩組織を明確に残す部分も見られ、指圧およびハンマーによる軽打によりつぶれ、砂～礫状コアとなる。	5.15	3	4	9	採取
9	120.73	1.60	9.75					コアは、岩組織を明確に残す部分も見られ、指圧およびハンマーによる軽打によりつぶれ、砂～礫状コアとなる。	6.15	22	28	50	採取
10								コアは、岩組織を明確に残す部分も見られ、指圧およびハンマーによる軽打によりつぶれ、砂～礫状コアとなる。	7.15	13	18	50	採取
11								コアは、岩組織を明確に残す部分も見られ、指圧およびハンマーによる軽打によりつぶれ、砂～礫状コアとなる。	8.15	19	28	50	採取
12	118.54	2.25	12.00					コアは、岩組織を明確に残す部分も見られ、指圧およびハンマーによる軽打によりつぶれ、砂～礫状コアとなる。	9.15	20	24	50	採取
13	117.29	0.55	12.55					コアは、岩組織を明確に残す部分も見られ、指圧およびハンマーによる軽打によりつぶれ、砂～礫状コアとなる。	10.10	10.31	32	50	採取
14	117.54	0.45	13.00					コアは、岩組織を明確に残す部分も見られ、指圧およびハンマーによる軽打によりつぶれ、砂～礫状コアとなる。	11.00	11.14			採取
15	115.54	2.00	15.00					コアは、岩組織を明確に残す部分も見られ、指圧およびハンマーによる軽打によりつぶれ、砂～礫状コアとなる。					採取
16								コアは、岩組織を明確に残す部分も見られ、指圧およびハンマーによる軽打によりつぶれ、砂～礫状コアとなる。					採取
17	113.14	2.40	17.40					コアは、岩組織を明確に残す部分も見られ、指圧およびハンマーによる軽打によりつぶれ、砂～礫状コアとなる。					採取
18	112.54	0.60	18.00					コアは、岩組織を明確に残す部分も見られ、指圧およびハンマーによる軽打によりつぶれ、砂～礫状コアとなる。					採取
19								コアは、岩組織を明確に残す部分も見られ、指圧およびハンマーによる軽打によりつぶれ、砂～礫状コアとなる。					採取

圖說文選

調査田前地区造成計画検討調査業務

事業・工事名

[illegible]

ボーリング名	N O . 2		調査位置		山口県美弥市豊田前町		北緯
発注機関	地域振興整備公団		山口宇部支部		平成6年2月6日		東経
調査業者名	関千代田コンサルタント 大阪事務所 電話(06-441-0665)		主任技師 二星 優		調査期間 現場代理人 井上 靖好		ボーリング責任者 西島 政昭
孔口標高	H= 129.42m	方 向		北 0° 270° 90° 西 東 180°		Y B M - 0 5 D A - 2	
総掘進長	17.00m	角 度		180° 上 下 0°		ハンマー落下用具	
		使用機種		エンジン		ポンプ	
		地盤強公配		水平 0° 鉛直 90°		N F A D - 8	
						S P - 3 0	

[illegible]

図 2 状態特性

事業・工事名

OT-1

ボーリング名	N O . 4		調査位置		山口県美弥市豊田前町		北緯	
発注機関	地域振興整備公団		山口宇部支部		平成6年2月2日～6年2月2日		東経	
調査業者名	神戸代田コンサルタント 大阪事務所 電話(06-441-0665)		主任技師 二星 優		調査期間 現場代理人 コア 鑑定者		ボーリング 責任者	
孔口標高	H=131.28m	方 向		北 0° 270° 西 90° 東 180° 南		Y S - 0 5		ハンマー 落下用具
総掘進長	10.00m	角 度		180° 上 下 0°		N F A D - 8		ポンプ
		使用機種		試験機		エンジン		ポンプ
		地盤分配		水平0° 鉛直90°				
		S P - 3 0						

[illegible]

求一リシグ柱状図

[illegible]

ボーリング名	N O . S		調査位置		山口県美弥市豊田前町		北緯	
発注機関	地域振興整備公団		山口宇部支部		平成 6 年 2 月 2 1 日 ~ 6 年 2 月 2 1 日		東経	
調査業者名	関千代田コンサルタント 大阪事務所 電話(06-441-0665)		主任技師 二星 優		調査期間 現場代理人 コグア鑑定者		ボーリング グ責任者 馬越栄一	
孔口標高	H= 123.89m	方 向		北 0° 270° 西 180° 南 90° 東		YS-05		ハンマー 落下用具
総掘進長	7.00m	度		上 0° 下 0°		N F A D - 8		ポンプ SP-30

標尺	標高 (m)	層厚 (m)	深度 (m)	柱状図	土質区分	色調	相對密度	相對稠度	記事	孔内水位 (m)	標準貫入試験				原位置試験		試料採取		掘進月日
											深度 (m)	10cmごとの打撃回数	打撃回数/貫入量 (cm)	N 値	深度 (m)	試験名	深度 (m)	試料番号	
1	122.18	1.70	1.70		埋土	黄褐色、緑灰			硬弱り砂。繰送り2m/m~100m/m程度粘土及びシルト若干混入。	0.85	1.15	1	1	21	2	31			
2	122.18	1.70	1.70		シルト質粘土	暗茶褐色灰			微細粒砂多く混じる。軟弱質。下層に従って砂分少ない。		1.46	1	2	2	5	30			
3	120.54	1.65	3.35		褐色・黄褐色・緑	褐色・緑			軟弱化しており、ハンマーによる圧入により土砂化する。柱状コア主体である。所々、斜角裂開られ亀裂面は新鮮である。やや軟質化している。		2.45	1	36		37	30			
4	120.14	0.40	3.75		黄褐色・緑	黄褐色・緑			5.15m以下は砂岩・砂岩質主体。軟質化しており、土砂化する。		3.15	1	20		50	8			
5	118.29	1.75	5.50		黄褐色・緑	黄褐色・緑			斜角裂多く見られ、亀裂面は新鮮。短柱状~柱状コア主体である。中粒砂岩で、全体に均質である。		4.10	50	3		50	5			
6	118.19	0.25	5.75		黄褐色・緑	黄褐色・緑					4.78	50	3						
7	116.89	1.30	7.00		黄褐色・緑	黄褐色・緑					5.05								

田 名 查 査 弥 田 前 地 区 造 成 十 画 檢 査 語 調 査 業 務

ボーリングNo.

事業・工事名

ボーリング名	N O . 7		調査位置		山口県美弥市豊田前町		北緯	
発注機関	地域振興整備公団		山口宇部支部		平成6年2月 日～6年2月 日		東経	
調査業者名	關千代田コンサルタント 大阪事務所 電話(06-441-0665)		主任技師 二星 優		調査期間 現場代理人		ボーリング グ責任者	
孔口標高	H=159.2m	方角 180°上 90°下 0°	北0° 270°西 180°南 東		Y S - 0 5		ハンマー 落下用具	
総掘進長	28.00m	度	地盤勾配 監視		N F A D - 8		ポンプ S P - 3 0	

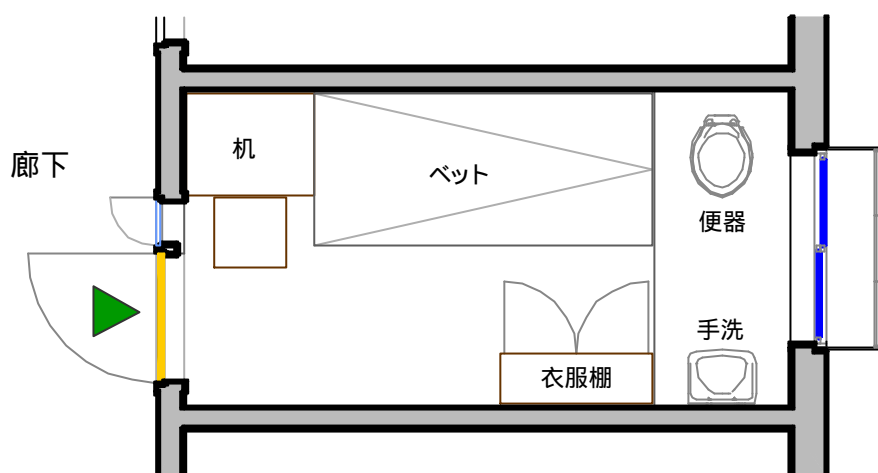
標尺	高度 (m)	層厚 (m)	柱状図	土質区分	色相対稠度	記述	標準貫入試験						原位置試験名 および結果	試料採取方法		進捗 年月日
							深度 (m)	打撃回数 10cmごとの 打撃回数	N値	深度 (m)	試料番号	採取方法				
1	159.00	0.80	X	表土		粘性土主体。軟らかい。	1.15	6	8	11	25					
2				頁岩・D	赤灰・褐灰	弱〜強風化され、褐灰〜茶灰に変色している。 上部は、強風化され粘土化〜土砂化している。 下部は、若組凝を明確に残す部分も見られ、指圧およびハンマーによる軽打によりつぶれ、砂〜礫状コアとなる。	1.45	8	12	13	33					
3				砂質頁岩・D	黒灰・茶褐	コアは、若組凝を明確に残す部分も見られ、指圧およびハンマーによる軽打によりつぶれ、砂〜礫状コアとなる。 全体に、軟質化している。 斜亀裂見られ亀裂面は酸化・変色している。	2.15	8	12	13	33					
4				砂質頁岩・D	茶灰・黄褐	コアは、若組凝を明確に残す部分も見られ、指圧およびハンマーによる軽打によりつぶれ、砂〜礫状コアとなる。 斜亀裂見られ亀裂面は酸化・変色しており、酸化した硬物を挟む。 破砕されており酸化・変色している。	2.45	8	11	12	31					
5	154.80	4.10		頁岩・CL	暗灰	短柱状のコア主体であるが、所々、11m付近、軟質化している。 斜亀裂見られ亀裂面は酸化・変色している。	3.45	8	9	10	27					
6	150.20	2.60		頁岩・CM	黒灰	短柱状〜塊状コア主体である。 所々、斜亀裂見られ亀裂面は酸化・変色している。 ハンマーの軽打により、濁った音を出す。	4.15	8	9	10	27					
7	149.80	0.40		頁岩・CH	黒灰	短柱状〜塊状コア主体である。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。	4.45	18	23	9	50					
8				頁岩・CM	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 ハンマーの軽打により、濁った音を出す。	5.15	20	30		50					
9	146.20	3.60		頁岩・CH	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。	5.38	20	30		50					
10	144.05	2.15		頁岩・CM	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。	6.10	22	28	9	50					
11	143.80	0.25		頁岩・CH	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。	6.30	22	28	9	50					
12				頁岩・CM	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。	7.00	22	28	9	50					
13				頁岩・CH	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。	7.19				18					
14				頁岩・CM	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。										
15				頁岩・CH	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。										
16				頁岩・CM	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。										
17				頁岩・CH	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。										
18				頁岩・CM	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。										
19				頁岩・CH	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。										
20	139.65	4.15		頁岩・CM	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。										
21	138.95	0.70		頁岩・CM	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。										
22				頁岩・CH	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。										
23	136.95	2.00		頁岩・CM	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。										
24				頁岩・CH	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。										
25	134.80	2.15		頁岩・CM	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。										
26				頁岩・CH	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。										
27	133.05	1.75		頁岩・CH	黒灰	短柱状〜塊状コア主体であるが、所々、短柱状コアとなる。 最大コア長30cm程度。 17.4m付近までの亀裂面は酸化・変色している。										
28	131.80	1.25		頁岩・CH	黒灰											

適用・参照基準の入手先一覧

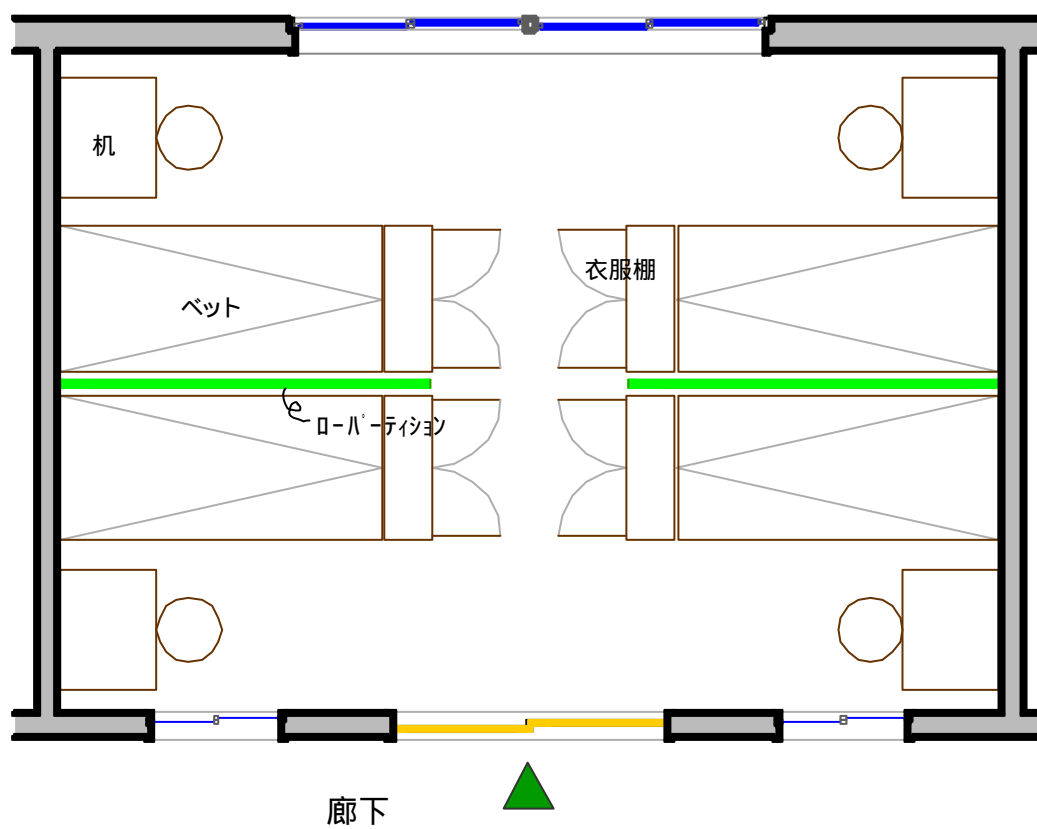
基準名	刊行物名称	発行先
【基準等】		
官庁施設の基本的性能基準	官庁施設の基本的性能基準及び同解説	(社)公共建築協会 (http://www.pba.or.jp/)
官庁施設の基本的性能に関する技術基準	官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説	(社)公共建築協会 (http://www.pba.or.jp/)
官庁施設の総合耐震計画基準	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	(社)公共建築協会 (http://www.pba.or.jp/)
建築設備計画基準	建築設備計画基準・要領(平成12年版)	(社)公共建築協会 (http://www.pba.or.jp/)
環境配慮型官庁施設計画	グリーン庁舎計画指針及び同解説	(社)公共建築協会 (http://www.pba.or.jp/)
建築CAD図面作成要領(案)	建築CAD図面作成要領(案)(平成14年11月改訂版)	国土交通省 (http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/cals/cals.htm)
営繕工事電子納品要領(案)	営繕工事電子納品要領(案)(平成14年11月改訂版)	国土交通省 (http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/cals/cals.htm)
建築設計業務等電子納品要領(案)	建築設計業務等電子納品要領(案)(平成14年11月改訂版)	国土交通省 (http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/cals/cals.htm)
建築工事安全施工技術指針	建築工事安全施工技術指針・同解説	(社)公共建築協会 (http://www.pba.or.jp/)
建築工事公衆災害防止対策要領 建築工事編	建築工事公衆災害防止対策要領 建築工事編	
建設副産物適正処理推進要綱	建設副産物適正処理推進要綱	国土交通省 (http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/index.htm)
建設産業における生産システム合理化指針	建設産業における生産システム合理化指針	国土交通省 (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/3kanenn.htm)
建築設備耐震設計・施工指針	建築設備耐震設計・施工指針(建設省住宅局建築指導課監修1997年版)	(財)日本建築センター (http://www.bcj.or.jp/)
セメント及びセメント系固化材を使用した改良土六価クロム溶出試験実施要領(案)	セメント及びセメント系固化材を使用した改良土六価クロム溶出試験実施要領(案)	国土交通省 (http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha01/13/130507.html)
国有財産台帳等取扱要領	国有財産台帳等取扱要領について(平成13年財理第1859号)	(http://www.kokuyuzaisan.go.jp/KOKUYU/PC/tsutatsu/KYTMOKUJI.cfm?kind=T2)
昇降機技術基準の解説	昇降機技術基準の解説(2002年版)	日本エレベータ協会 (http://www.n-elekyo.or.jp/)
【参照基準】		
公共建築工事標準仕様書	公共建築工事標準仕様書(平成15年3月)	国土交通省 (http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/index.htm)
公共建築設備工事標準図	公共建築工事標準仕様書(平成15年3月)	国土交通省 (http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/index.htm)
敷地調査共通仕様書	敷地調査共通仕様書(平成11年版)	(社)公共建築協会 (http://www.pba.or.jp/)
建築保全業務共通仕様書	建築保全業務共通仕様書(平成15年版)	(財)建築保全センター(http://www.bmmc.or.jp/)
建築設備設計基準	建築設備設計基準(平成14年版)	(社)公共建築協会 (http://www.pba.or.jp/)
土木工事共通仕様書	土木工事共通仕様書(国土交通省監修)	国土交通省 (http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/tech/chabo/)
矯正施設用指定部品図集(平成13年版)	矯正施設用指定部品図集(平成13年版)	法務省矯正協会 (http://www5.ocn.ne.jp/~ho-eizen/)
矯正施設用電気設備工事標準図	矯正施設用電気設備工事標準図(平成13年版)	法務省矯正協会 (http://www5.ocn.ne.jp/~ho-eizen/)
矯正施設用機械設備工事標準図	矯正施設用機械設備工事標準図(平成13年版)	法務省矯正協会 (http://www5.ocn.ne.jp/~ho-eizen/)
国土交通省制定土木構造物標準設計(1)(2)	国土交通省制定土木構造物標準設計(1)(2)	(社)全日本建設技術協会 (http://www.zenken.com/)
公共住宅建設工事共通仕様書	公共住宅建設工事共通仕様書解説書	公共住宅事業者等連絡協議会
工事共通仕様書(都市基盤整備公団)	工事共通仕様書(都市基盤整備公団)	都市基盤整備公団 (http://www.udc.go.jp/architec/f5shosek.html)
機材の品質判定基準(建築編)(都市基盤整備公団)	機材の品質判定基準(建築編)(都市基盤整備公団)	都市基盤整備公団 (http://www.udc.go.jp/architec/f5shosek.html)
機材の品質判定基準(電気編)(都市基盤整備公団)	機材の品質判定基準(電気編)(都市基盤整備公団)	都市基盤整備公団 (http://www.udc.go.jp/architec/f5shosek.html)
機材の品質判定基準(機械編)(都市基盤整備公団)	機材の品質判定基準(機械編)(都市基盤整備公団)	都市基盤整備公団 (http://www.udc.go.jp/architec/f5shosek.html)
日本住宅性能表示基準	日本住宅性能表示基準	

参考図

【単独居室】



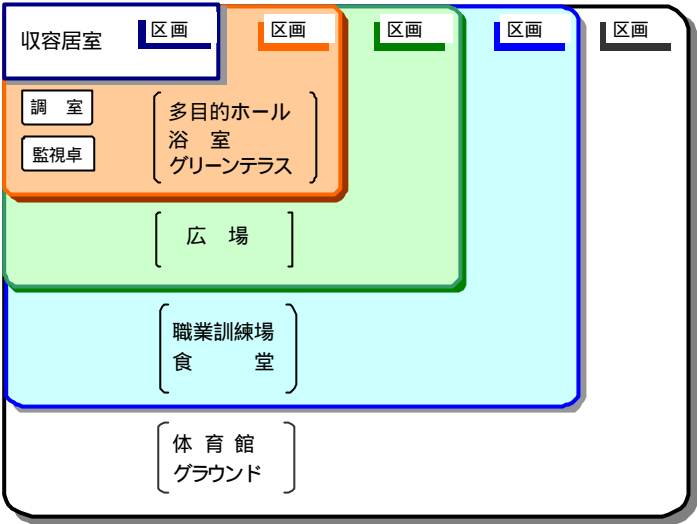
【共同居室】



受刑者の生活領域

- 区画：受刑者の居室（閉鎖処遇，半開放処遇，開放処遇），半開放ユニットは夜間閉鎖
- 区画：収容所室ユニットに多目的ホール・浴室等のスペースを含めた区画（ユニット区画）
浴室は複数のユニットで共用する。
- 区画：区画に運動，くつろぎ等の広場を含めた区画（ユニット区画）
- 区画：職業訓練（生産作業・考査作業・職業訓練）のスペースを加えた区画（ユニット区画又は共用区画）
- 区画：体育館・グラント等のスペースを含めた区画（共用区画）

区画模式図



主な諸室		受刑者の生活							
		食事	学習 クラブ活動	談話 リフレッシュ	職業訓練	運動	行事	入浴	面接
区画	収容居室	食事	学習						
区画	多目的ホール	食事	学習 クラブ活動	談話 リフレッシュ	職業訓練		行事		面接
	浴室							入浴	
	調室								
	グリーンテラス	食事		談話 リフレッシュ			行事		
区画	広場	食事		談話 リフレッシュ		運動	行事		面接
区画	職業訓練場				職業訓練				
	食堂	食事	学習						
区画	体育館					運動	行事		
	グラウンド					運動	行事		

○ 国家公務員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて

〔 財理第 2212号 〕
〔 平成15年6月6日 〕

財務省理財局長から各省各庁官房長等、各財務局長、沖縄総合事務局長宛

国家公務員宿舎（以下「宿舎」という。）に係る修繕、維持管理及び原状回復（以下「原状回復等」という。）については、下記のとおり取り扱うこととし、平成15年7月1日から適用する（被貸与者の退去時の原状回復等の措置については、平成15年7月1日以降に退去が行われる場合に適用する。）こととしたので、通知する。

なお、この通達は、宿舎設備の適正な整備水準の保持と負担の適正化との衡平を図ることを目的とする。

おって、昭和50年6月16日付蔵理第2488号「国家公務員宿舎に係る修繕費の取扱いについて」通達は、平成15年6月30日をもって廃止する。

記

1 国が費用を負担しない修繕の範囲

国家公務員宿舎法（以下「法」という。）第17条第2項ただし書の規定に基づき、天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により宿舎が損傷又は汚損（以下「損傷等」という。）した場合において、その損傷等が軽微なものとして国がその費用を負担しない修繕（補修又は取替えその他適宜の方法をいい、以下「軽微修繕」という。）は、次のとおりとし、軽微修繕については、平成13年3月23日付財理第1032号「宿舎の貸与に関する取扱いについて」通達記の1の（1）に定める別紙第1号様式「宿舎貸与承認書」の2の宿舎貸与の条件（4）に基づき、被貸与者に実施させるものとする。

（1） 専用部分

イ 建具、畳等について

（イ）障子及び襖（戸襖を含む。）の張替え（障子は一枚単位、襖は原則として一組単位とする。）。

（ロ）網戸の張替え。

（ハ）硝子の入替え及びパテ（ゴムパテを含む。）の詰替え。

（二）把手、引手、錠、鍵、蝶番、戸車その他建具附属器具類の補修及び取替え

- (ただし、玄関のシリンダー錠及びドア・クローザーの取替えを除く。))。
- (ホ) 畳表の裏返し及び取替え(一枚単位とする。))。
- (ヘ) 壁の塗替え及び壁クロス等の張替え(原則として一面単位とする。))。

ロ 電気設備について

- (イ) ブザー及びチャイムの補修及び取替え並びにインターホンの補修。
- (ロ) 各種スイッチ、プレート及びコンセントの補修及び取替え。
- (ハ) 照明器具の補修並びに電球、蛍光灯等の部品等の補修及び取替え。
- (ニ) 換気扇(ダクトのあるものは除く。)、部品等の補修及び取替え。

ハ 給水設備について

- (イ) 水道蛇口の補修及び取替え(ただし、混合水栓の取替えは除く。))。
- (ロ) 水道管の保温巻きの補修及び取替え(ただし、地下埋設部分(躯体埋込部分を含む。以下同じ。))を除く。))。
- (ハ) 水道管の凍結による漏水の補修(ただし、地下埋設部分を除く。))。

ニ 排水設備について

- (イ) 流し台のワントラップ、部品等の補修及び排水目皿の取替え。
- (ロ) 排水管、排水トラップ、溜桝等の清掃。
- (ハ) 溜桝蓋の補修及び取替え。

ホ 衛生設備について

- (イ) 洗面器、手洗器、洗濯機パン及びS・Pトラップの補修並びに栓、部品等の取替え。
- (ロ) 便器の便座、便蓋及び蝶番の補修及び取替え。
- (ハ) フラッシュバルブ、ロータンク及びハイタンクの部品等の補修及び取替え(ただし、タンク内部の部品一式の取替えは除く。))。
- (ニ) 便所内部品(ペーパーホルダー、タオル掛等)の取替え。

ヘ ガス設備について

- (イ) コック(器具又はゴム管を接続する個所。)の補修及び取替え。

ト 浴槽等について

- (イ) 浴槽の附属品の補修及び部品等の取替え。
- (ロ) 風呂釜及び給湯器(附属品を含む。)の補修及び部品等の取替え(ただし、

専門業者による施工を要するバーナー、熱交換器その他基幹部品等の取替えを除く。))。

(ハ) 浴槽の蓋、その他浴室内の備品の補修及び部品等の取替え。

チ その他

(イ) 台所設備（流し、吊り戸棚、水切棚、防虫網、コンロ台等）の補修。

(ロ) 化粧箱及び化粧鏡の補修。

(ハ) 下駄箱の戸、蝶番、把手及び棚板の補修及び取替え。

(ニ) 傘立て、タオル掛、カーテンレール、棚板、ハンガーボード、帽子掛、名札掛、郵便受及び牛乳受の補修及び取替え。

(ホ) 物置の棚板の補修及び取替え。

リ 上記各項目から判断して、国が被貸与者負担とすることを適当と認めるもの。

(2) 共用部分

イ 集会場、自転車置場、児童遊園地、共同物置、共同給排水設備及び共同電気設備の上記(1)に準ずる補修及び取替え。

ロ 階段ノンスリップの補修及び取替え。

ハ 集合郵便受、集合札掛、掲示板及び案内板の補修。

ニ 共聴アンテナ、配線、部品等の補修及び取替え。

ホ ダストシュート、ダストボックス扉等の補修。

ヘ 花壇等の補修。

ト 囲障等の補修。

チ 車止め及び交通標識の補修。

リ 上記各項目から判断して、国が被貸与者の共同負担とすることを適当と認めるもの。

2 軽微修繕の実施方法

(1) 軽微修繕は、宿舍の損傷等のある部分について、維持管理機関の指示に従い、被貸与者において行うものとする。

(2) 軽微修繕は、施工上の斉一を考慮して必要最小限度の範囲にとどめるものとし、維持管理機関は、被貸与者の宿舍の管理状況、宿舍設備の適正な整備水準の保持、取扱いの公平性その他の観点から、被貸与者の負担も勘案のうえ、実施方法を指示するものとする。

(3) 被貸与者が軽微修繕を行うに当たっては、次のとおりとする。

(イ) 材料の品質、等級、施工方法等（以下「品質等」という。）は、国が設置したもの（以下「在来品」という。）と同等、又はそれ以上のものとしなければならない。

ただし、軽微修繕を行うものについて、過去に取替え、塗替え、張替え等（以下「更新」という。）が行われていることにより、在来品の品質等が明らかでない場合には、現に設置されているものが在来品又は標準的な品質等に比べて著しく異なるものと認められる場合を除き、現に設置されているものをもって在来品と同等とみなすことができる。

(ロ) 品質等以外の仕様（色、模様、デザイン等機能上の差異に影響を及ぼさないもの）については、極力、在来品と同様のもの（色、模様、デザイン等が似通ったものとし、疑義がある場合には維持管理機関が指示する。）とすることで足り、在来品と同一である必要はないものとする。

(ハ) 維持管理機関は、損傷等がない部分について、軽微修繕を行う部分との色、模様、デザイン等を揃えるための更新を指示することのないよう留意するものとする。

(4) 被貸与者が宿舍を退去するに際し、入居中に、既に、上記（3）に定める要件に合致する軽微修繕が行われている場合には、現に損傷等がない限り、更新は必要としない。

3 国が費用を負担しない維持管理の範囲

次に掲げる維持管理に要する費用については、すべて被貸与者の共同負担とする。

(イ) 宿舍の共用部分に係る電気代、水道代、ガス代等の光熱水料。

(ロ) 張芝、クローバー、樹木等植栽の維持管理（ただし、国が樹木を伐採等する場合を除く。）。

(ハ) 宿舍の共用部分に係る清掃及び草刈。

4 原状回復の取扱い

被貸与者の責に帰すべき事由による原状回復（法第16条第3項の規定に基づく原状回復をいう。）については、施工上の斉一を考慮して、宿舍の損傷又は汚損の修復の目的から必要最小限度の範囲にとどめるものとし、上記1（障子、襖、畳及び壁の修繕単位に係る部分）及び2に定めるところに準じ、被貸与者に実施させるものとする。